

介護職員等特定処遇改善加算の情報開示について

当法人として、介護職員等の処遇改善について

賃金の処遇改善方法として、介護職員処遇改善加算(I)を算定

令和元年10月より、介護職員等特定処遇改善加算(I)を算定

賃金以外の処遇改善方法について、令和3年度は下記の通り取り組んでおります。

1. 資質の向上やキャリアアップに向けた支援

- 専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア等受講支援
- 介護福祉士等資格取得のための補助制度

2. 両立支援・多様な働き方の推進

- 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトの調整
- 職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換
- 業務や福利厚生制度(永年勤続表彰制度等)の充実
- メンタルヘルス等の相談窓口の掲示等

3. 腰痛を含む心身の健康管理

- 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援や介護機器の導入
- 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックの実施
- 健康診断でのオプション健診の実施及びその健診の一部助成

4. 生産性向上のための業務改善の取組

- ICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減